

木造戸建て住宅耐震改修等補助制度を実施しています

申請・問い合わせ 都市計画課 都市計画係（☎内線466・426）

市では「太宰府市耐震改修促進計画」に基づき、特に大規模地震が発生したときに被害が大きいと予測される、昭和56年以前（旧耐震基準）の木造戸建て住宅に対して、耐震改修などの費用の一部を補助する制度を実施しています。

この機会に「住む家」の耐震化をはじめませんか。
対象となる住宅

次のすべてに該当すること
が必要です。

・昭和56年5月31日以前に建築または着工した市内の木造戸建て住宅

・耐震診断を受けた結果、耐震性に乏しいと判断されたもの

対象者

住宅の所有者（所有者の承諾があれば居住者も可能）

対象経費

・耐震改修にかかる工事費およびこれに伴う設計費

・耐震シェルターまたは防災ベッドの購入および設置費

※耐震シェルター・防災ベッドの購入および設置費の補助は、高齢者など（次のいずれかに該当する人）に限りません。

- ・65歳以上の人
- ・身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・療育手帳の交付を受けている人
- ・介護保険法の規定による要介護認定を受けている人

対象要件

次のすべてに該当すること
が必要です。

- ・市税などを滞納していないこと
- ・暴力団員などでないこと
- ・空き家でないこと

補助金額

・耐震改修工事費用 50%（上限60万円）

・耐震シェルターまたは防災ベッドの購入および設置費用 46%（上限30万円）

※耐震改修工事と耐震シェルターなどの購入および設置を合わせて行う場合、上限額は60万円となります。

※過去にこの補助制度による補助金の交付を受けている住宅は、補助対象とはなりません。

募集件数

5件（先着順）

※予約は受け付けていません。
※募集件数に達した場合は、受け付けできないことがあります。

受付期限

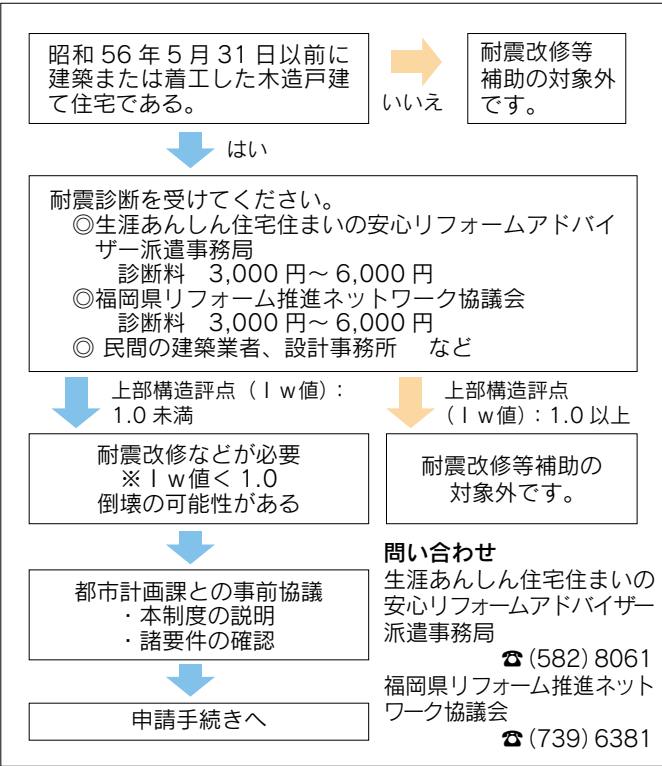
平成31年2月末日まで

※受付期限間際に申請した場合は、翌年度の受付となる場合があります。

その他

この制度のほかにも、固定資産税の減額（税務課）や所得税の控除（筑紫税務署）などがありますので、それぞれにお問い合わせください。

「市耐震改修促進計画・市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付規則（申請様式含む）」は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。



防災ベッドの一例



耐震シェルターの一例



補強金具の一例



基礎の追加施工の一例



壁補強の一例

いますのでご覧ください。